

通学定期券及び運賃割引証

1. 通学定期券

通学定期券は大学発行の在籍シール（1年毎に更新）を貼付した学生証を提示し、学生各自で購入すること。ただし、ばんたね病院で臨床実習を行う場合の通学定期券は、指定された締切日までに学務課へ申請をし、通学証明書の交付を受けてから学生各自で購入すること。

2. 学生旅客運賃割引証

学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度で原則として、次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合には交付を受けることができる。

- 1) 休暇、所要による帰省
- 2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- 3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4) 就職又は進学のための受験等
- 5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7) 保護者の旅行への随行

① 交付要領

印鑑を必ず携行すること。

② 交付枚数

1回につき2枚、1年（5月1日～翌年4月30日）につき8枚。

③ 割引の条件

利用区間の片道の営業キロが片道101km以上ある場合
ただし、航路及び自動車線は全区間について。

④ 割引率

鉄道 2割

航路・自動車線 2割

その他の連絡社線 2割

⑤ 使用上の注意

下記のような不正行使した場合は、使用者は2倍相当額の運賃を支払わなければならない。
なお当該学生に対しては一定期間の発行停止をする。またその在学する大学は学生旅客運賃割引証発行の停止処分を受けることがある。

イ. 他人名義の学生旅客運賃割引証を使用したとき。

ロ. 無効の学生旅客運賃割引証で乗車券を購入したとき。